

令和4年行方市二十歳のつどい(成人式)

市では、二十歳を迎える皆さんを対象に「令和4年行方市二十歳のつどい」を開催します。

【日時】 令和4年1月9日(日) 10:00～ 開式

【会場】 行方市文化会館(山田2175)

【対象者】 平成13年(2001年)4月2日から平成14年(2002年)4月1日までに生まれた方

【お問い合わせ先】 生涯学習課 ☎0291-35-2111

※対象となる方には、11月下旬ごろにご案内の文書を郵送します。詳しくは、生涯学習課までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症対策をとりながら開催します。感染状況により、式典内容の変更や中止になる場合がありますので、市ホームページ等で最新情報をご確認ください。

※令和4年4月から成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の一部改正が施行されますが、行方市の成人式については、これまで通り当該年度に20歳を迎える若者を対象に実施するため、成人式の名称を「二十歳のつどい」としています。

マイナポイントの期間が延長になりました

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方のマイナポイント対象期間が令和3年9月末から令和3年12月末までに延長になりました。

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申し込みを行い、選んだ民間キャッシュレス決済サービスでチャージやお買い物をすると、ご利用金額の25%分のポイントが付与されるものです。(お一人あたり5,000円分が上限)

【対象】 令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方

【期間】 令和3年12月末まで

手続きの詳細については、右のQRコードからご確認ください。▶

また、各庁舎でも、マイナポイントの予約・申し込みが行えます。

【お問い合わせ先】 総務課 ☎0299-72-0811



高齢者等PCR検査受け付けます！【9・10月】

【期日】 9月9日(木) 9月22日(水) 10月14日(木) 10月28日(木)

【時間】 9:30～10:30

【対象】 市内在住で以下いずれかに該当する方

① 満65歳以上の方で無症状の方

② 満40歳以上で基礎疾患のある方

【場所】 行方市保健センター駐車場(ドライブスルー方式)

【料金】 3,000円

【申し込み方法】 介護福祉課高齢福祉Gまでお電話ください ☎0299-55-0111

【申込期限】 希望する日の前週(金) 12:00まで

広告

借金	整理	離婚	相続
破産	過払金	金銭	問題
各種民事・家事事件	不動産・建築		

神栖・鹿島セントラル法律事務所

問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可

弁護士 瀧 智英(茨城県弁護士会所属) 鹿島セントラルビル新館5階

弁護士 谷本 雅晃(茨城県弁護士会所属) 茨城県神栖市大野原4-7-11

青少年に深夜外出させないで!!

深夜:午後11時～翌日午前4時まで

映画館・カラオケボックス・まんが喫茶・インターネットカフェへの密着入場は...

親が一緒でも いけません!

茨城県青少年の健全育成等に関する条例 茨城県

情報ひろば



行方市の人口

総数 33,270人(ー81)
男 16,651人(ー41)
女 16,619人(ー40)
世帯数 12,942世帯(ー34)
令和3年8月1日現在
※外国人住民を含む
()は前月との比較

行方市民憲章

やさしい自然
かがやく人
わたしたちがつくる
魅力あるまち、行方市

市の花	市の木	市の鳥
ヤマユリ	イチヨウ	シラサギ
(山百合)	(銀杏)	(白鷺)

行方市のうた

(1番)
われを育む 里山は
大地の恵に 満ちあふる
朝日 湖に輝き
夕日 山の端そめる
ああ ふるさと わが希望

(2番)
祭りばやしに 心おどり
風土記の里に 童の声はずむ
谷津田 風にそよぎ 稲穂
黄金に輝く ああ ふるさと
ああ わが 安らぎ

(3番)
古のなごり 受けつぎし
大空 はばたく 子どもの
夢を 育む 学舎は 拡く心の
礎ぞ ああ ふるさと
ああ わが未来 あー

<https://www.youtube.com/watch?v=IVAUma8WqIM>



市役所 開庁時間

平日(月曜～金曜)
午前8時30分
～午後5時15分
※休日窓口業務については、
お問い合わせください。

第10回

「手前どり」からはじめる食品ロスの削減
SDGs目標12「つくる責任使う責任」

行方市SDGs推進アドバイザー・茨城大学准教授 野田 真里

食品ロス削減への新たな取り組み
「手前どり」

市民の皆さまは「てまえどり」という言葉をお聞きになったことがあるでしょうか。これは本年6月1日よりスタートした、比較的新しい取り組みで、コンビニ等の小売店の商品を棚の「手前から取る」と呼ぶかけものことです。環境省、消費者庁、農林水産省および一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会が連携したキャンペーンで、後述の通り、行方市も取り組んでいます。「手前どり」の狙いとしては、商品棚の手前にある消費期限・賞味期限等の近い商品から積極的に選ぶことにより、こうした期限を過ぎて廃棄される食品ロスを削減することにあります。

「もったいない」だけでは済まされない『SDGsからみる食品ロス』

では、食品ロスの問題点について、SDGsの観点からみてみましょう。食品ロスとは本来

る一方で飢餓に苦しむ」という、社会的な不平等や格差が生じています。

食品ロスについては、SDGs目標12「持続可能な生産消費形態を確保する」のターゲット12.3に明記されており「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」とあります。つまり、食品ロスをなくしていくためには、生産、流通そして消費といった一連の取り組み「つくる責任、つかう責任」が重要となります。

持続可能な食生活にむけて『市民一人一人の行動と、行方市×企業の取り組み』

そして、さらに重要なのは、持続可能な食生活に向けた私たち市民の一人一人の行動です。日本の食品ロスの内訳をみますと、事業系が54%に対し、家庭系が約46%と約半分弱です。事業系食品ロスの詳細をみますと、食品製造業が約21%、食品卸売業が3%であるのに対し、私たちに関係の深い食品小売業が11%、外食産業が19%となっており、先の家庭系とあわ

せると、私たちの食生活に直結する食品ロスは、なんと全体の4分の3にものぼるといえます。

行方市もSDGsへの取り組みの一環として、食品ロス削減を企業と連携してスタートしました。すでにお気づきの皆様もいらっしゃるかと存じますが、セブン・イレブン・ジャパン等、市内50以上の小売店と連携して「手前どり」ポップを設置（下図）、またコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との連携で「フードロス対策自動販売機」を玉造庁舎玄関前に設置しています。私たちの身近な、世界につながるSDGs活動として、食品ロスの削減に取り組んでいきましょう。

【問い合わせ】

政策秘書課（麻生庁舎）

☎0299-72-0811

Mail:seisaku01@city.namagata.lg.jp



誰一人取り残さない 情報発信のサイクルを目指して

第1回 ユニバーサルデザインフォントとは



行方市と株式会社モリサワで包括協定を締結

令和3年2月3日（水）に、行方市と株式会社モリサワは、地方創生とSDGs推進を目指した「連携協力に関する包括協定」を締結しました。本市としては初となるオンライン調印式でした。

本市は、同社の公共団体向けUD（ユニバーサルデザイン）フォントプランおよびMCCatalog+（多言語ユニバーサル情報配信ツール）をサービス開始当初から活用し、総合戦略書に掲げた「情報発信で日本一プロジェクト」および地方創生等の諸課題に取り組んできました。

今回の協定締結により、市民一人一人が情報発信できる環境の整備、新たな地域活力の創出、地域経済の発展および市民サービスの向上を図ることを目的に、相互に連携・協力して取り組んでいきます。広報誌では、協定内の活動を市民の皆さんにお伝えしていきますので、ご期待ください。



▲協定締結後に行われた情報発信研修

UDフォントとは

今回は、本市が活用しているUDフォントについてフォーカスします。

ユニバーサルデザインという言葉の葉を皆さんはご存じでしょうか。調べてみると「文化、言語、国籍、年齢、性別、能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指したデザインのことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）で

ある（Wikipediaより引用）とあります。似たような言葉でバリアフリーがありますが、これは特定した障害に対するアプローチであって、ユニバーサルデザインとは意味が異なります。分かりやすくいうならば、障害の有無にかかわらず、みんなが使いやすいデザインのことを、ユニバーサルデザインと覚えていただければ良いと思います。そしてユニバーサルデザインのフォントを本市は採用しています。

行方市 なめがた

一般的な明朝体

行方市 なめがた

UD明朝

▲UDフォント見本

UDフォントの活用

広報誌の表紙にもあるUDフォントマークに注目していただきたいのですが、これは広報誌の文字の多くはUDフォントを採用しています！という意味なのです。さらに、平成31年2月からは、庁舎内の職員端末にもUDフォントを採用し、窓口発行の書類、掲示物など、UDフォントの活用が始まりました。

フォントの重要性

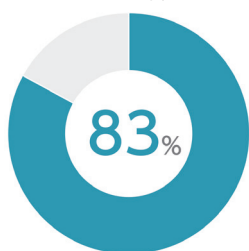
なぜ、フォント（文字）が必要なのでしょう。私たちは情報の多くを視覚から得ています。一説には五感のうち、8割以上を視覚から情報を得ているといわれています。そしてその視覚情報のほとんどは、文字によってもたらされていることはもはや疑いのないことでしょう。市から発信する文字情報は、年齢、性別、国籍など幅広い方々に向けた情報となりますので、誰一人取り残さない情報を作るためにまずは文字から着手したというわけです。

同社のUDフォントはすでに多くの商業物に採用されているフォントで、市民の皆さんも生活の中で必ず目にしていると思います。

今回はUDフォントの特徴についてフォーカスしていきます！

視覚…83%

聴覚…11.0% 臭覚…3.5%
触覚…1.5% 味覚…1.0%



出典：教育機器編集委員会編「産業教育機器システム便覧」1972年、p4. 図1.2をもとに作成